

平成 30 年 3 月 23 日

各位

株式会社 宮崎太陽銀行

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当行におきまして元パート者による下記の不祥事件が発生いたしました。信用を第一とし、高い倫理観と信頼が求められる銀行でありながら、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	64 歳、男性、当行 OB パート者
発生場所	総務部 業務サポート室 出納センター
発生期間	平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 2 月 9 日
発覚日	平成 30 年 2 月 9 日に、営業店が取引先に両替硬貨を配送したところ、500 円硬貨袋の中に、5 円硬貨が入っているとの連絡があり内部調査を実施したところ、事故者が現金を抜き取っていたことを認めたため、現金着服が発覚いたしました。
事件の内容	事故者は紙幣整理、硬貨包装、大袋硬貨の搬入整理担当の立場を利用して、金庫室内の役席者や同僚の隙を見て現金を搾取後、発覚を免れるために金種操作を行い、現金残高を一致させるよう隠蔽工作をしていたものです。
被害金額	累計被害金額は 2,850 千円（紙幣の搾取 3 回、硬貨の搾取 3 回） 被害金額は 985 千円です。
その他	被害金額は事故者の親族により、発覚日の翌営業日にあたる 2 月 13 日に全額返済されています。

2. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき監督当局へ届出、警察にも通報しております。

3. 人事処分

元パート者につきましては、平成 30 年 3 月 19 日付けで懲戒解雇処分といたしました。

なお、役員や管理監督の責にある関係者につきましても、厳格な処分を実施いたしました。

4. 今後の対応

今回の事件発生を受け、法令等遵守態勢、倫理観の向上の取組みが不十分であったと痛感いたしております。

改めて深く反省しますとともに、再びこのような事態を起こさないよう、これまで取り組んできた不祥事防止に向けた対応策を再度見直し、内部管理態勢の一層の徹底強化を図るほか、コンプライアンス研修等により徹底した教育を実施して、経営陣をはじめ役職員一丸となって法令等遵守態勢の確立を図ってまいります。

以上

《本件に関するお問い合わせ先（受付時間：平日 9：00～17:00）》

コンプライアンス統括部 電話 0985-60-6170

（その他のお問合わせ）総合企画部 電話 0985-60-6270